

第2編 自動車リサイクル

第1章 事業者の責務

1 自動車リサイクル法の目的

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）の目的としては、年間約400万台排出される使用済自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値が高いものであるため、従来は解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきました。

他方、産業廃棄物最終処分場の逼迫により、使用済自動車から生じるシュレッダーダストを低減する必要性が高まっています。

また、最終処分費の高騰と鉄スクラップ価格の低下・不安定な変動によって使用済自動車の逆有償化（処理費を払って引渡す状況）が進展しており、近年、従来のリサイクルシステムは機能不全に陥りつつあって不法投棄・不適正処理の懸念も生じている状況です。

このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、新たなリサイクル制度を構築することが必要となります。

2 自動車リサイクル法の基本的な考え方

- (1) これまで自動車リサイクルのインフラを担ってきた現在の関連事業者の役割分担を前提としつつ、従来のリサイクルシステムが機能不全となる主要因であるシュレッダーダスト及び新たな環境課題であるフロン類、エアバック類への対応を行う。
- (2) 使用済自動車から生じる最終埋立処分場の極小化を図る。
- (3) 不法投棄の防止に資する仕組みを構築する。
- (4) 既存制度（廃棄物処理法・フロン排出抑制法）と円滑な接合を図る。



自動車リサイクルシステム
全般に関する問合せ

自動車リサイクルシステムコンタクトセンター
電話： 050-3786-7755
受付時間： 9：00～18：00
(土日祝日・年末年始等を除く)

3 各事業者の責任

自動車リサイクル法では、自動車製造業者等及び関連業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じなければなりません。

(1) 引取業者

自動車所有者から使用済自動車を引取る業者は、「引取業者」として都道府県知事等（保健所設置市長）に登録することが必要です。また、最終の自動車所有者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引取る義務があります。【法第9条】

(2) フロン類回収業者

使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類の回収を行う業者は、「フロン類回収業者」として都道府県知事等（保健所設置市長）に登録することが必要です。

なお、引取業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引取る義務があります。また、フロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引渡す役割があります。【法第11条】

(3) 解体業者

使用済自動車の解体を行う業者は、「解体業者」として都道府県知事等（保健所設置市長）の許可を受けることが必要であり、使用済自動車のリサイクル・処理を再資源化基準に従って適正に行い、エアバック類（ガス発生器）を自動車製造業者等に引渡す役割があります。

なお、引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引取る義務があります。【法第15条】

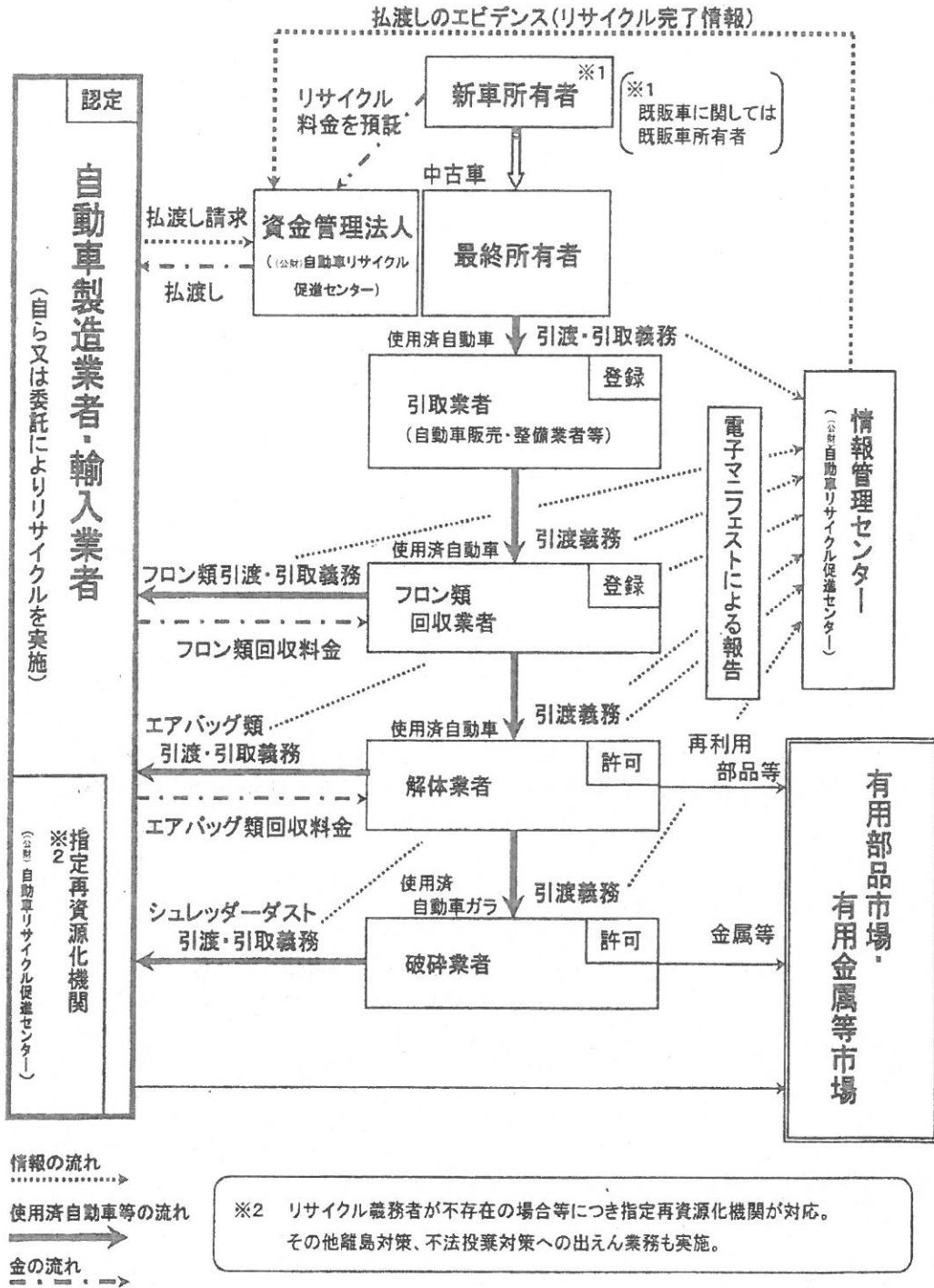
(4) 破砕業者

解体自動車（廃車ガラ）の破砕又はプレス・せん断（破砕前処理）を行う業者は、「破砕業者」として都道府県知事等（保健所設置市長）の許可を受けることが必要であり、解体自動車（廃車ガラ）のリサイクル・処理を再資源化基準に従って適正に行い、シュレッダーダストを自動車製造業者等に引渡す役割があります。なお、解体業者又は破砕前処理工程のみを行う破砕業者（破砕前処理業者）から解体自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、解体自動車を引取る義務があります。【法第17条、18条第3項】

※ 再資源化基準について

解体業者は、引取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から有用な部品を分離して、部品その他の製品の一部分として利用することができる状態にすること、その他の当該使用済自動車の再資源化を行わなければなりません。再資源化は、解体業者による使用済自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければなりません。【法第16条、規第9条】

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図



4 自動車リサイクル法に係る不適正処理対策

不法投棄対策の自動車リサイクル法における位置付けとして、平成17年1月1日から本格施行した自動車リサイクル法においては、解体自動車に関して都道府県又は市町村が措置命令により原因者の責任を追求等することを原則としたうえで、生活環境保全上の支障の除去（代執行）を行った場合に、自動車の最終所有者から預託されたリサイクル料金の剰余金の一部を利用して、その費用に対する出えん（4号業務）や指定再資源化機関が解体自動車等の引取り・再資源化（5号業務）を行うことが可能な制度となっています。

(1) 使用済自動車の投棄禁止

自動車リサイクル法における使用済自動車は、廃棄物に該当することから、廃棄物処理法第16条により「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」となっています。

(2) 使用済自動車の野積み対策

自動車リサイクル法に基づいて、全ての使用済自動車は廃棄物とみなされ、有価なものであっても廃棄物処理法による規制等が行われることとなるので、使用済自動車については、適正な保管をしなければなりません。（87頁参照）

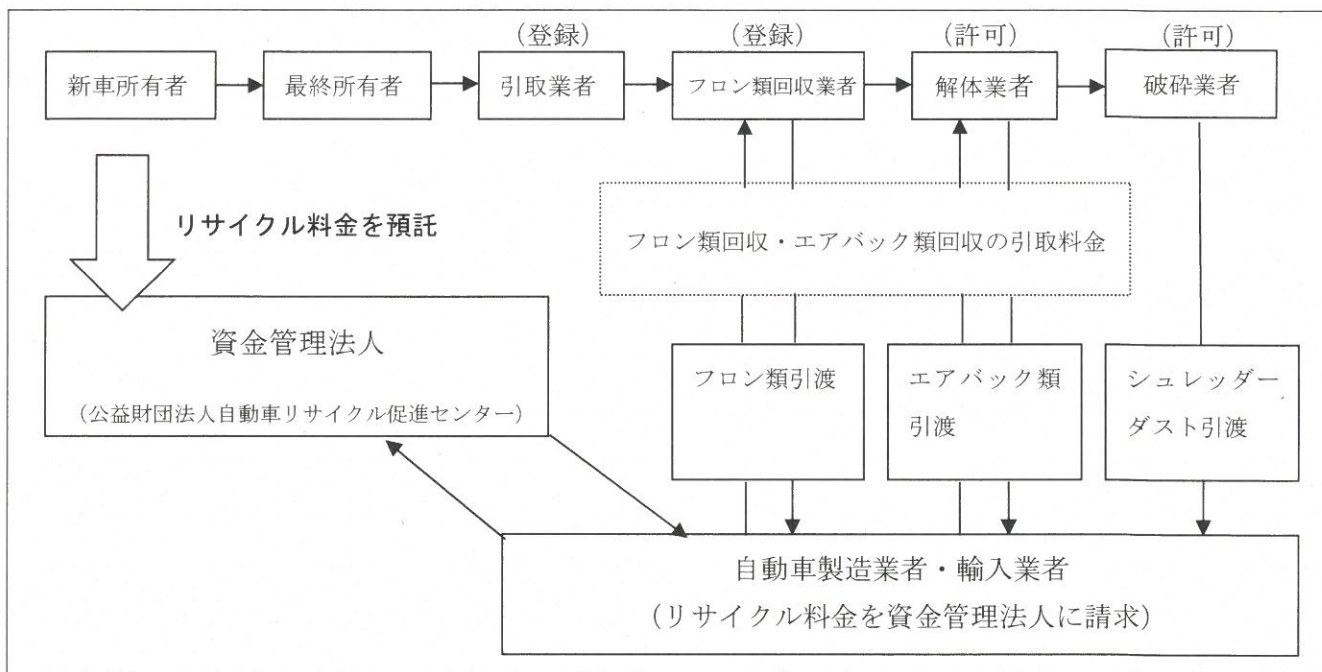


第2編 自動車リサイクル

第2章 使用済自動車の処理

1 使用済自動車の処理

(1) 使用済自動車の流れ



(2) 使用済自動車の収集運搬基準

自動車リサイクル法の登録及び許可を受けていれば、自動車リサイクル法対象自動車の再資源化に必要な行為（収集運搬・処理）について廃棄物処理法の業の許可は不要です。（事業所所在地の都道府県知事等の許可を受けていれば他の都道府県でも収集運搬が可能です。）【法第122条第1～3項】

(3) 使用済自動車の保管基準

<p>「使用済自動車の保管基準」</p>	<p>保管の高さ</p>	<p>囲いから保管場所の側に3m以内の部分 : 3m 〃 3mを超える部分 : 4.5m 格納する施設では、落下が生じないような高さ</p> <p>The diagram shows three cars parked in a row. A vertical line on the left is labeled '囲い' (enclosure). The height from the ground to the top of the cars is marked as 3m. The height from the ground to the top of the cars plus the height of the enclosure is marked as 4.5m. The width of the enclosure is marked as 3m.</p>
----------------------	--------------	---

2 自動車リサイクルの処理施設

(1) 解体業に係る基準

自動車リサイクル法における規定では、自動車リサイクルの解体業の事業を営むものは、その事業の用に供する施設及び解体業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものでなければなりません。【法第62条】

① 施設に係る基準 【規第57条第1項】

- ア. 引取った使用済自動車（解体自動車含む）を解体するまでの間保管するための施設
- イ. 使用済自動車等を解体するための施設
 - ・ 燃料採取場所（解体作業場以外の場所で燃料の採取を行う場合）
 - ・ 解体作業場
 - ・ 取外した部品を保管するための設備
- ウ. 解体自動車（解体した後に残る廃車ガラ）を保管するための施設

② 解体業許可申請者の能力に係る基準 【規第57条第2項】

- ア. 各解体工程を記載した標準作業書の常備
- イ. 事業計画書又は収支見積書等から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと。

(2) 破碎業に係る基準

自動車リサイクル法における規定では、自動車リサイクルの破碎業の事業を営むものは、その事業の用に供する施設及び破碎業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものでなければなりません。【法第69条】

② 施設に係る基準 【規第62条第1項】

- ア. 解体自動車を破碎前処理又は破碎するまでの間保管するための施設
- イ. 解体自動車を破碎又は破碎前処理をするための施設
 - ・ 破碎前処理施設
 - ・ 破碎施設
- ウ. 自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の保管施設
- エ. 圧縮（プレス）又はせん断した後の解体自動車を保管するための施設

② 破碎業許可申請者の能力に係る基準 【規第62条第2項】

- ア. 各破碎工程を記載した標準作業書の常備
- イ. 事業計画書又は収支見積書等から判断して、破碎業を継続できないことが明らかでないこと。

第2編 自動車リサイクル

第3章 各業の登録・許可申請

1 自動車リサイクルに係る登録・許可申請等の手続き

(1) 登録・許可申請等が必要なもの

① 使用済自動車の引取りの行為・・・・・・・・・・引取業者登録

※ 引取業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の市長の登録制（使用済自動車を業として引き取るには、事業者ごとに自治体ごとに所定の様式に従って登録申請を行って登録を受けることが必要。）

<5年ごとに更新>

② 使用済自動車からのフロンガス抜取り行為・・・・フロン類回収業者登録

※ フロン類回収業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の市長の登録制（使用済自動車からのフロン類の回収を業として行うには、事業者ごとに自治体ごとに所定の様式に従って登録申請を行って登録を受けることが必要。）

<5年ごとに更新>

③ 使用済自動車の解体（部品取り行為）・・・・解体業許可

※ 解体業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の市長の許可制（使用済自動車（又は解体自動車）の解体を業として行うには、事業者ごとに自治体ごとに所定の様式に従って許可申請を行って許可を受けることが必要。）

<5年ごとに更新>

④ 解体自動車の破砕（破砕前含む）・・・・破砕業許可

※ 破砕業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の市長の許可制（解体自動車（廃車ガラ）の破砕又は破砕前処理（プレス又はせん断）を業として行うには、事業者ごとに自治体ごとに所定の様式に従って許可申請を行って許可を受けることが必要。）

<5年ごとに更新>

(2) 登録・許可申請

登録・許可申請は、当該登録・許可業を行う区域や施設を設置する区域を管轄する都道府県知事又は保健所設置市長（鹿児島市長）に行います。

また、自動車リサイクル法の登録・許可業者については、使用済自動車の運搬処理にあたって廃棄物処理法の業の許可は不要であり、事業所所在地の都道府県知事及び保健所設置市長の登録・許可を受けていれば、他の都道府県でも使用済自動車の収集運搬が可能です。

ただし、運搬、処理に当たっては、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従う必要があります。

(3) 欠格要件

① 引取業者・フロン類回収業者

- ・ フロン排出抑制法又は廃棄物処理法上の違反による罰金刑や登録取消後2年を経過していないこと等の欠格要件に該当しないこと。

② 解体業者・破碎業者

- ・ 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可の欠格条件と同様のもの（法人そのもの、役員及び本支店の代表者や契約締結権限のある使用人等が禁錮以上の刑、廃棄物処理法その他の生活環境保全法令等の違反による罰金刑及び許可取消後5年を経過していないこと、暴力団関係者でないこと等の欠格要件に該当しないこと。）

○自動車リサイクル料金はいつ、どこで支払うの？

[1]	 新 車	: 購入時 →	新車販売店等
[2]	 リサイクル料金が 支払われていない車	: 廃車時 →	引取業者

【注意】一つの車に対して原則一回支払っていただくことになります。

(4) 自動車リサイクルの登録・許可申請に係る必要な書類

手続内容	引取業者		フロン類 回収業者		解体業		破 碎 業		
	新規 更新	変更 届	新規 更新	変更 届	新規 更新	変更 届	新規 更新	変更 許可	変更 届
① 登録・許可申請書及び変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 申請者が個人⇒住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	○ ※1	△ ※1	○ ※1	△ ※1	○	△	○	○	△
③ 申請者が法人⇒定款又は寄附行為及び登記事項証明書	○ ※2	△ ※2	○ ※2	△ ※2	○	△	○	○	△
④ 申請者が法人⇒役員の住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書					○	△	○	○	△
⑤ 申請者が未成年者の場合には、法定代理人の住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明	○ ※1	△ ※1	○ ※1	△ ※1	○	△	○	○	△
⑥ 申請者が法人⇒発行済株式総数の総出資額の100分の5以上を占める者の株式数又は出資額、住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（その者が法人の場合、登記事項証明書）					○	△	○	○	△
⑦ 申請者に令5条に該当する使用人がある場合、その者の住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書					○	△	○	○	△
⑧ カーエアコンにフロン類が含まれているか否かを確認する体制を説明する書類	○ ※3	△ ※3							
⑨ フロン類の回収の用に供する設備の所有権を有することを証する書類			○	△					
⑩ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類			○	△					
⑪ 解体業（破碎業）を行う施設の構造を明らかにする図面（平面、立面、断面、構造図等）、設計計算書、付近の見取図					○ ※4	△	○ ※4	○	△
⑫ 施設の所有権の証明書（土地の登記簿謄本・公図・賃貸借契約書等）					○ ※4	△	○ ※4	○	△
⑬ 事業計画書					○		○	○	
⑭ 収支見積書及び3年間の決算書					○		○	○	
⑮ 納税証明書（法人：直近3年間の法人税） （個人：直近3年間の所得税）					○		○	○	
⑯ 標準作業書					○	△	○	○	△
⑰ 欠格要件に該当しない旨の誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- △ 該当する変更事項があれば必要
- ※1 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は不要
- ※2 定款又は寄附行為は不要
- ※3 確認方法を記載した書類又は第二種特定製品の構造に関して十分な知見を有することが確認できる書類
- ※4 許可更新時は、特段の変更がなければ施設関係書類(⑩、⑪)は不要

【各業の登録・許可手数料】

令和6年3月現在

各業の種類	新規	更新	事業範囲の変更許可
引 取 業 者	3,000円	3,000円	
フロン類回収業者	5,000円	5,000円	
解 体 業	78,000円	70,000円	
破 碎 業	84,000円	77,000円	67,000円

※ 登録業者と許可業者の標識の設置について

事業所ごとに、標識を公衆の見えやすい場所に掲げる必要あり。

【引取業者・フロン類回収業者の登録業者】

標識は、タテ・ヨコ20cm以上の大きさを、引取業者又はフロン類回収業者であること、氏名又は名称、回収しようとするフロン類の種類(CFC・HFC)、登録番号を記載したものであることが必要である。

【解体業・破砕業の許可業者】

標識は、タテ・ヨコ20cm以上の大きさを、解体業及び破砕業であること、氏名又は名称、許可番号を記載したものであることが必要である。

※ 実務上は、例えば引取業者やフロン類回収業者の標識と兼ねて1つの標識とすることや、複数の登録番号・許可番号を1つにまとめた標識とすることについても差し支えなく、A4版以上の大きさであれば都道府県知事(保健所設置市長)からの登録通知書や許可証を公衆の見えやすい場所に掲示することでも足りります。

第2編 自動車リサイクル

第4章 電子マニフェスト

1 電子マニフェスト（移動報告）制度の趣旨

自動車リサイクル法においては、各関連事業者等が使用済自動車の引取り・引渡しを行った際に、一定期間内にその旨を情報管理センター（公益財団法人 自動車リサイクル促進センター）に電子情報処理組織による電子情報にて報告をする「電子マニフェスト（移動報告）」制度を導入しています。

情報管理センターが各関連事業者等が使用する共通システムを新たに構築して、マニフェスト情報を一元管理（情報の集約・保存・行政機関への報告・関連事業者等による閲覧への対応等）をすることとなります。【法第81条、法第82条】

[電子マニフェスト（移動報告）制度の主たる機能]

- ① 使用済自動車等の適正な引取り・引渡しの確保（不法投棄等の防止）
- ② リサイクル料金等の支払いの証拠
- ③ 関連制度への情報提供
- ④ 使用済自動車に関する統計情報の整備

2 自動車リサイクルの電子マニフェスト制度の概要

(1) 電子マニフェスト（移動報告）の基点

引取業者は、使用済自動車の引取りを求められたときは、当該使用済自動車について、リサイクル料金等を資金管理人（公益財団法人 自動車リサイクル促進センター）に預託されているかどうかを確認し、預託されている場合には正当な理由がない限り、当該使用済自動車を引取り、当該引取りの報告を行うことで電子マニフェストをスタートすることとなります。

(2) 引取・引渡報告【法第81条】

各関連事業者等が使用済自動車（使用済自動車、解体自動車（廃車ガラ）、フロン類、エアバック類、シュレッダーダスト）の引取り・引渡しを行った際、3日以内に引渡元・引渡先名、当該使用済自動車等の車台番号その他の情報を情報管理センターに報告します。

[情報管理センターへの移動報告]

- ① 引取業者・・・使用済自動車の引取実施報告（第1項）、フロン類回収業者又は解体業者への使用済自動車の引渡実施報告（第2項）
- ② フロン類回収業者・・・使用済自動車の引取実施報告（第3項）、フロン類の自動車製造業者等又は指定再資源化機関への引渡実施報告（第4項）、引渡した又は再利用をしたフロン類の量等を年度終了後1月以内に報告（第5項）、使用済自動車の解体業者への引渡実施報告（第6項）
- ③ 解体業者・・・使用済自動車又は解体自動車の引取実施報告（第7項）、指定回収物品の自動車製造業者等又は指定再資源化機関への引取実施報告（第8項）、使用済自動車又は解体自動車の他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者への引渡実施報告（第9項）

- ④ 破砕業者・・・・・・・・・・解体自動車の引取実施報告（第10項）、解体自動車の他の破砕業者又は解体自動車全部利用者への引渡実施報告（第11項）、自動車破砕残さの自動車製造業者等又は指定再資源化機関への引渡実施報告（第12項）

3 自動車リサイクルに係る遅延対策

(1) 制度の概要及び遅延対策の目的

情報管理センターは、万一、第三者機関への報告が途中で行われなかった場合、最後の報告を行った業者へ通知（確認通知）し、状況確認を求めることとなります。なお、一定期間内に報告がない場合、その旨を知事等に報告（遅延報告）します。知事等は、必要に応じて関連事業者に対して必要な措置を講ずべき旨の勧告・命令を行うことができます。

(2) 登録・許可業者の引取・引渡報告の遅延対策

[情報管理センターへの報告の方法]

各関連事業者が引取りを行った後、引渡しがなされない場合、一定期間後、情報管理センターから業者へ確認通知、および都道府県知事、保健所設置市長に遅延報告がなされます。遅延報告を受けた都道府県知事、保健所設置市長は、業者に対して必要に応じて勧告・命令を行うこととなります。一定の期間は、以下のようになります。

	確認通知までの期間	遅延報告までの期間
引 取 業 者	30日	左記+10日間
フロン類回収業者	20日	
解 体 業 者	120日	
破 砕 業 者	30日	

引渡し後、引取報告がない場合も同様です。一定の期間は以下のようになります。

	確認通知までの期間	遅延報告までの期間
引 取 業 者	5日	左記+3日間
フロン類回収業者		
解 体 業 者		
破 砕 業 者		